

令和3年度第2回 新宿区労働報酬等審議会 議事概要

開催日時 開催場所	令和3年12月16日(木) 午後10時00分から 新宿区役所本庁舎4階 401会議室(入札室)
出席委員	六田文秀 会長 石川光子 副会長 小澤重人 委員 角谷美樹 委員 森まり子 委員 八木信男 委員
次 第	1 開 会 2 報 告 3 議 事 4 そ の 他 5 閉 会
開 会	<p>➤ 開会にあたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委員全員が出席。定足数を満たしており会議は成立(契約管財課長) ● 労働報酬下限額の方針を区長に答申として出す。そのための議論をお願いしたい。(六田会長)
報 告	<p>➤ 事務局からの補足説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資料1を読み上げた。(契約管財課長) ● 資料2の委員からの意見に対し以下のように説明。(契約管財課長) <p>1 新宿区の公契約条例は、業務委託について1,000万円以上を対象としている。1,000万円以上の契約の場合は受注者の多くが区内の中小企業であり、50円引き上げると入札に参加しなくなることも想定される。その場合、区外事業者が受注することに繋がり、公契約条例の趣旨である区内事業者の受注機会の確保に反することになる。事業者が受注できる機会を確保するため企業の負担を勘案して今回は30円引き上げとし、1,080円とした。国が進める賃上げ税制においても2.5%以上の引上げを求めており、30円の引き上げは2.86%にあたる。</p> <p>2 検討の時間が欲しい。</p> <p>3 1番の回答と同様。</p> <p>4 事業者は利益を見込んでおり、割に合わない場合はそもそも受託しないと考えている。差額を払ってまで求人するとは想定していない。</p> <p>5 条例第8条第1項で「行政職給料表(二)の初任給月額その他の事情を勘案して」定めるものとしており、2つの指標のうち高いほうというのは条例の趣旨と異なると考えている。</p>

6 労働報酬下限額はあくまでこの金額を下回った場合区は契約しないというもので、この金額を標準とするものではない。資料1の3ページの表で6割程度が最低額を上回っていた。平均値が1,248円。新宿区では対象業種を絞らず、対象金額も低い。他の条例制定している区と比較しても対象件数が多くなっている。単に下限額のみを以て近接の自治体と比較されるべきではない。下限額は標準額ではない。

7 日雇い、パートなども対象に含まれているので賞与分を含めると事業者の負担が過大となり、受注できなくなる恐れがある。

8 労働報酬下限額はこれを下回ったら契約できないというもので、その額を標準とするものではない。平均は1,248円だった。求人募集における時給下限額の平均と比較するのは難しいと考えている。

9 先ほど申し上げたとおり労働報酬下限額はこれを下回ったら契約できないというもので、その額を標準とするものではない。前年度より80円高くなる1,130円とするのは事業者の負担を考えるといささか急な値上げと思われる。

10 新宿区においては予算の見積りにあたって履行の品質が十分に確保できるよう、受注事業者における適正な労働環境の整備に配慮しつつ、社会経済情勢を踏まえた適正な金額で予算を計上している。

11 職種別の下限額を設定している自治体は条例適用の対象となる業種を絞っている傾向にある。新宿区は業種を絞らず条例適用しており、職種別下限額を設定するのは難しい。他の業種を絞らず条例適用している自治体の動向をふまえて検討する。

12 資料1の1番(2)にあるとおり。千代田区と同じ。なお、令和4年度にあつては休日が18日になり、分母が大きくなる関係で約1,094円となる。

13 郊外施設と区内の額の差をつけている要因は都道府県別の最低賃金である。また、新宿区の条例の対象となる委託、指定管理の件数は、業種を絞らず対象金額も低いことから他の条例制定区と比較しても多く、下限額が適用される労働者が多い。そのため、単に下限額のみを以て近隣の条例制定自治体と比較されるべきではないと考える。

14 受注企業は当然自社の利益を見込んでいると考えられ、割に合わない場合は入札を辞退するなどそもそも受託しないと考えられる。そのため他の経費部分から賃金不足分を負担して労働力の調達費用に回されているとは想定していない。

- 資料3 前回の角谷委員の意見をもとに事業者向けアンケートを修正(契約管財課長)

議 事	<ul style="list-style-type: none"> ● (六田会長) 事務局の説明を踏まえて、議事を進めたい。意見をお願いする。 ● (森委員) 使用者側として。現状としてはコロナのワクチンと国民の感染防止の努力により経済は好調になっている。感染防止と経済活動をもう一段高い次元で両立させる新たなステージに入った。新宿区では地域経済の活性化に取り組んでほしいと思っている。成長と分配の好循環の実現に向けて、分配の原資となる付加価値を拡大させる取り組みをお願いしたい。 一方で、足元では資源価格の上昇や円安、労働需給のひっ迫から人件費が増加している。このようなコストの増加が多くの中企業の経営を圧迫しており、これが幅広い業種で発生している。取引の適正化やコスト増加分の価格転嫁を進めていく必要がある。下限額を引き上げられる状況であれば速やかに上げてほしい。地域経済を支える中小企業の雇用維持、労働生産性の向上について取り組みをしている中小企業の支援と合わせてお願いしたい。 ● (八木委員) 行政職給料表 2-19 というのは高卒の公務員の初任給である。それよりも低くなると理由がそもそもわからない。腑に落ちないのは、1,100 円が目標水準と言っているが、今現在の受注者の下限額の平均の 1,248 円があるのに、あえて 1,100 円に引き下げるといふことなのか。 ● (契約管財課長) 下限額はそれを下回ったら契約しないというものであるので、あくまで水準ではない。全部が 1,050 円であればおっしゃる意味がよくわかるが、それ以外の契約も 6 割弱あるので、あくまで労働報酬下限額はそれを下回ったら契約しないというものなので、それを水準とするものでは全くない。実態の平均値が 1,248 円だということ。 ● (八木委員) 1,050 円が 41.3% となっているが、受注者側が実際にその給与水準でやっているのかはわからず、全くデータがないと思われる。その中で、新宿区の契約で 1,050 円というのをベースにするのがはたして妥当なのか。 ● (総務部長) 1,050 円という数値がどのように扱われているかについてご意見を頂いているが、課長からも説明の通り、あくまで最低の金額でそれを下回ってはいけないという作り方をしている。 予算としては、どういう業種で、どのような給料が払われるべきかということをお勘案したうえで、見積をもらうなどして予算の査定をしている。最低賃金だけで仕事をしてもらっているわけではない。一定程度の技能が必要だとなれば当然高い賃金を支払うことになるし、必ずしも大多数が 1,050 円ではないというはご理解してもらっていると思うが、そのような状況である。行政職給料表 2-19 は、入庁したばかりでいろいろと教えてもらいながら仕事をしている事務補助、作業補助の給与を想定している。 資料 1 の 2 ページ⑤にあるとおり、今までの流れは労働報酬下限額は上り基調であった。 一方で、公務員の給与は新宿区であれば区民の目というのものもあるし、民間
-----	--

の水準を踏まえ決められており、下がり基調になっている。公務員の給与をなぜ下げるのかという意見もある中で、コロナで厳しい民間の事情を加味して下げている状況である。このような状況で事業者が雇用の継続を続けることができ、労働者に不利にならないようにという意味で段階的に上げている。

- （小澤委員）41%が1,050円であり、下限額そのままとなっている割合が多すぎる。新宿区の予算の余りがある中で、この下限額を1,100円に上げると区の負担がどうなるのか。単純に計算しても大して負担は増えないはず。

審議会が何のためにあるかというところ、労働者の方が生活を普通にしていくことを目指すためだと考える。話を聞いていると、この賃金でいいのではと理論的に積みあがっていないと思われる。条件に合わなければ入札に参加しなければいいという考えは強引ではないか。事業者がある程度の利益を確保して、ある程度の生活を保障できるように発注金額を決めるというのが公共の役所がすべきことなのでは。誰でも普通に生活をできる金額はいくらなのかということから決めていくべき。行政職給料表2-19で算出される1時間あたりの金額1,094円とあるが、この人たちは賞与をもらっているのか。これは基本給だけだと考えられ、賞与をもらっているのならその分も下限額に加えるべきではないか。新宿区の予算が余っていないのであれば、皆我慢しなければいけないのだろうが、区側の負担は少ないと考えられる。それを考えてもう少しスピードアップして下限額の改定をする必要がある。最低賃金にこだわるのではなく、もう少し高い水準の暮らしというものを考えて、前向きに賃金額の改善を考えていかないと、良い行政と良い労働力、良い企業というようになっていかない。

- （契約管財課長）入札に参加しなければいいと捉えられたのは私の説明が悪かった。私が申し上げたのは、下限額を一気に引き上げると応札できなくなる業者がいるのではないかとということ。私たちにとって業者の確保というのは重要なことであるし、そこで働く方の労働環境の確保も重要なことである。両方考えたときに30円上げてこれから一步一步進めたいと考えている。

- （小澤委員）資料をみると最低賃金のスタートがそもそも低すぎる。もう少しスピードを上げていかないと。世田谷は（令和2年度の委託契約の公契約条例の適用案件が）450件。その中で下限額1,130円という数字を提示している。新宿区は遅いと思う。時給1,080円で月に20日間働いたとして、年間の収入で180万円程度。5%を所得税で取られて、良い生活というか人間らしい生活はできるのか。これは、家賃相場とか生活水準を考えながら単価を変えてるという目線を持って動いていくという気持ちでないともまずい。もう少しスピードアップして、新宿区が旗振り役にならないといけない。業者入札に参加しないとすれば、それは下限額が低いからだとも考える。新宿区が率先して下限額の値上げをすることが重要である。

- (契約管財課長) 公契約に従事する労働環境の確保が大事、かつ区内の事業者の受注確保も条例で定めているので大事、その両方を考えて提案している。決して低く抑えるという趣旨のものではない。
- (六田会長) その他の方向か意見があれば。
- (八木委員) 志田議員が12月1日に区議会で1,050円は低いのではないかと質問している。23区平均より高いとの答弁だったが、前回の資料2の7ページからすると読み取れない。23区平均が1,043円とあるが、千代田区から江戸川区までと新宿区を足して平均すると1,088円くらいにしかならない。この差の45円はどこから出てくるのか。
- (契約管財課長) 条例制定していない区が半分以上あるが、その金額については東京都の令和2年の地域別最低賃金(1,013円)として算出。
- (八木委員) 最低賃金が適用されるのは10月で、年度の途中で変わる。途中で追い越されないように限度額を少し高めに設定している。残りの区が最低賃金でやっているとは思えない。それはあくまで想定であり、おかしな数字になっている。条例制定していない区を1,013円で計算すると、実態とはものすごいかけ離れた数字になる。
- (総務部長) そこを議論すると、前提の無いなかでの話になるので。条例のない区の下限額を、都の最低賃金で考えるのは妥当と考える。
- (八木委員) 1,043円をどのように出したのかの資料もない。23区平均をどうやって出したのか未だに不明。昨年度、下限額を1,050円で据え置いた判断がはたして妥当だったのか。条例制定している区の平均だけでみると昨年度の数値で1,088円。昨年この数値をしっかりと詰めていけば、今年さらに30円を上乗せすれば1,120円くらいになっているはずだ。昨年の詰めが甘かったのではないか。このような状況で、1,080円とするのはありえない。
- (契約管財課長) 他区の令和4年度の下限額について、昨年度から据え置き区もあれば、引上げ幅が小さい区もある。今回の新宿区は30円の引き上げという提案をしており、他区と差が縮まらないということはない。
- (総務部長) 下限額を上げるときには一気に上げるべきだと考えている。基準を抑えるべきと考えているわけではないことはご理解いただきたい。経営と雇用、税金を使うことへの区民の目、これまでどのように下限額を決めてきたのかということから、今回の上げ幅として一気に引き上げるとするのは厳しいということでこの下限額を提案した。
- (小澤委員) 周辺の数字を見ると新宿区は1年遅れている。それを縮めていかなければならない。財政的に新宿区が周辺区に劣っているということはない。新宿区が先頭をきって取り組んでいかないと、区民も区内企業も、普通の暮らし、普通の経営を担保していけないのではないか。どこまで1,100円に近づけていけるのか考えていかないと、1,100円だ、1,080円だと言ひ合い

していても仕方ない。来年の目標を持たないと進まない。他区との差を縮めていく姿勢で進めていかないと発展性が無い。我々が区長に提案するうえで、今年はこちらまで縮める、来年はこちらまで縮めるといった目標を持って物事を進めていかないと、いつまで経っても新宿区が最低、世田谷区と渋谷区は上がったということになる。

では、世田谷区は下限額が上がったことで落札率とか入札率に支障があったのかという疑問がわいてくるが、おそらくそのようなことはないと思う。発注件数についても新宿区より多い自治体もあるんだから、差を縮めていく姿勢で審議を進めていかないと発展性がない。道標を示していく必要がある。遅れている水準をどう縮めていくかという議論をしないと解決しない。

- (角谷委員)「その他の事情」とは何か、という質問に今年度初めて答えてくれたことに感謝する。そこから議論が始まると思っている。

下限額を1,100円に上げると、区内の中小事業者が入札できなくなる想定があるとのことだが、実際の賃金相場の下限が1,100円を超えているところ、その可能性がどれほどあるのか。新宿区では、条例適用対象となる件数が多いとのことだったが、新宿区は条例化する前から要綱という形で下限額を定めて運用していた。条例化する際に、最初は対象範囲を限定した方がよいのではないか、実効性を担保できるのか、という意見がある中で、区の強い意志で広い範囲でやるとの姿勢をとられた。そして、施行規則ではなく、条文そのものに行政職(二)の初任給と明記された。なので、対象範囲が広いから、1,100円にできないというのは、矛盾している。また、新宿区では、条例化する前からチェックシートが存在していて、契約時に下限額を記入しているが、事後、そこから労働者に支払われた賃金の下限額が実際はいくらだったかという調査は要綱時代から条例化した今もなされていない。契約時に記載している金額は、実際に仕事をする前のものであり、もしかすると最低下限額の賃金を支払う労働者がいるとなるかもしれないから1,050円と書いた企業数が41%あったということであって、それを以てして実勢とは到底考えられない。また、(前回審議会で私が配布した)新宿ハローワークでの募集賃金調査資料その賃金相場が参考にならないとの話があったがはたしてそうなのか。年齢・資格・経験を問わない、様々な業種の中で仮に清掃業務とか一般事務補助など、賃金の最下限を議論する際の一つの指標になり得ると考えるが、他にどの様な職種や条件が考えられるか。

課長の根拠は、契約時に出示されたチェックシートの下限額ということだが、これが本当に根拠となりえるのかという疑問がある。根拠がなければ、実勢を企業に聞き取り等を行うことが必要ではないのか。

入札に参加する業者がいなくなるのであれば、そもそも公契約条例の主旨を考えると、区が確保する予算がそれでは不十分であることを示している。

	<p>区の財政上、上げることが可能なのか、可能であれば上げるべきではないか、という質問が事業者側委員お二人から出され、回答がまだだが、その点いがか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (総務部長) 新宿区の決算状況等をみるとそんなに悪くない。23区で下のほうというわけでもない。下限額を1,100円にすることも可能と思う。ただ、区民の目からするとどうか。あくまで東京都の中の新宿区なので、1,041円というのは理由があって決められたものを考慮する必要もある。 <p>この前の国の中央最低賃金審議会で、労働報酬について事業者側の委員と労働者側の委員で相当にもめた。今までは全員賛成とか付帯意見ありとかで決着していたものが、今回は異例の採決になった。今後1,100円を超えるということもあるかと思うが、令和4年度の基準額について、今までの水準を無視して一気に上げるというのは難しいかと。ただ、今後の目標を持ってというのは必要だと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (契約管財課長) 労働環境確認報告書は代表者の印を押して出してもらっているので信憑性があると考えている。その後は今回資料を配ったが、事業者向けアンケート、労働者向けアンケートで実態を把握していきたい。公契約条例で定められている下限額以下であれば事業者申し立て、区に申し立てができる規定になっており、区のホームページに申し立てをすることにより不利益な処分を禁止する旨も周知している。 ● (総務部長) 申し立てを使って区に言うのがなかなか難しいというはあるが、腹に据えかねる状況があればこういう方法もあるので、区と契約をしている業者なので、あこぎなことをしている業者であれば契約管財課が厳しい処分を下していくところである。 ● (角谷委員) 最低額と回答した社数の割合は出ているが、労働者数の割合が出ているわけではないのか。 ● (契約管財課長) ない。最低額だとしてもそれより高い人もいると考えている。 ● (角谷委員) 次年度の付帯決議に残すというやり方は、昨年度実施済みである。昨年度、付帯決議の文案が抽象的であったため、次年度1,100円を目標議論とするというのが入っているのか、確認したところ、入っているとの回答であったため、答申案を承認した。区のホームページでも議事概要が公開されている。ところが、今年度、何もなかったかのように1,080円からスタートでは継続性、一貫性がない。 ● (契約管財課長) 昨年度はコロナの影響を受けて据え置きと事務局が提案したが、今年度については目標1,100円というのがあったので、まず第一歩を踏み出したというのが1,080円。 ● (八木委員) 周回遅れである。
--	--

- (小澤委員) 会社経営している立場から、社長さんと懇親会などで話をすると、建設業界というのは受注の多寡で金額が上下する。それを何とか安定させようとするので1,100円が目標でいいのかと思う。今、1,080円で確定させてしまうとまた周回遅れになってしまう。周回遅れを少しでも是正するような金額の目標を持つべきだと思う。今年上げておけば来年経済が停滞してもフォローできる。そのほうが来年にとっても良い。最低ラインを確保したではなく、少し批判を覚悟してでも高みを目指していかないといけない。
- (八木委員) 総務部長が批判もあるといていたが、民間相手と役所相手では水準に差が出るのがおかしい。全然批判される話ではない。
- (総務部長) あくまで下限額の設定である。全部1,050円でやってるものを1,100円にあげるのならわかるが、そうではない。

- (六田会長) 皆様のそれぞれの立場から忌憚のない発言を頂いた。ただ、労働報酬審議会の位置づけを考えないといけない。公契約条例の枠組みの中でしか審議会は審議できない。答申をしても区長がそれに拘束されるわけではない。そういう立場を各委員が理解しないといけないと会長としては考える。公契約条例の目的は良好な労働環境の確保であり、履行が確保されているか、良好な品質が確保されているかである。それに税金が支払われることにより利益を享受する区民の方が、そこで働く労働者の方が良かったとなるバランスが取れるようにすることが目的。
事務局に聞きたいが、契約の履行について、公契約に基づき受注した業者のトラブル、低品質化、クレームや問題があるのかどうか。
- (契約管財課長) そのようなトラブルは契約管財課には来ていない。
- (六田会長) 皆様から建設的な意見をいただき、事務局から整合性のある数字をいただいた。事務局からその他の事情を説明していただいて1,080円という数字が出た。私はそれなりに説得力を持った資料ではないかと受け止めている。1,100円という目標が出ているが、諸般の事情から1,080円でどうか。そのかわり1,100円を目標ではなく、実現するという言い方で付帯意見のなかで明確に出していくという形で審議会の答申とできないか。皆さんの意見を聞きながらそのように考えた。
- (八木委員) 昨年付帯決議をつけて1,100円にするんですよねと確認した。付帯決議は得策ではない。拘束力のない諮問機関なので1,100円と言い切っていていいと思う。
- (六田会長) 拘束力のある形で1,100円と言い切っては。
- (八木委員) 付帯決議に法的拘束力はないが。
- (六田会長) ご指摘のとおり。政治的な責任を問うくらいのかたちで出したらいいのでは。

- (森委員) 付帯決議ではなく、1,100 円に上げるべきだったけど 1,080 円になったと文書にしたらよいのでは。元々意見を言うだけの会なのであれば、出た意見をそのまま尊重してまとめてもらえばいいのでは。
- (六田会長) 付帯意見として書いたから委ねて看過されるということはないと考える。
- (角谷委員) 審議会での議論は、委員 5 人が 1,080 円ではなく 1,100 円（以上）とすべきと意見をした。審議会から答申をしても、決定するのはあくまで区長であるので、1,100 円で答申してはいかがか。

(杉並区公契約審議会の参考資料を配って) 諮問新宿区の審議会の運用の在り方の話。先日杉並区の審議会を傍聴して、配布資料に新宿区は次年度予定 1,080 円予定と記載されていてびっくりした。世田谷区は「答申されるまで非公開」と記載されており、千代田区は「1,104 円（予定）」と記載されていたが今年度第 2 回の審議会を終えておりある程度方向性は出ている状況なのでまだ理解できる。新宿区では、第 1 回の審議会で「1,080 円では承服しかねる」との意見が出され、1,080 円予定という状況ではないはず。1,080 円はすでに決まっていて、審議会で意見を言っても意味がないということなのか。また、年度をまたいで継続する指定管理の事業者に対して、次年度の下限額は 1,080 円を予定しているという旨の通知が行われていると聞いた。事業者から審議会での議論が終わっていないに、審議員のみなさんはそれで大丈夫なのですか？と心配の声をもらった。審議委員はそれぞれの立場で団体の意見等を背負ってこの場にいるわけで、審議会も公の場であるわけで、きちんと区民、労働者・事業者の説明責任もありますので、審議会として区長にどういう意見が出たというのを申し上げるべき。

東京都の一部なので都の最低賃金を考慮するということが、全ての労働者を対象とする最低賃金制度と、公契約条例は主旨・目的が異なる。そもそも公契約条例とは何なのかというところに立ち返っていただきたい。公契約は 1949 年の I L O 94 号条約で提唱され、世界で 62 国が批准していて、日本は批准していないがその必要性が広がっている。バブル崩壊後、各行政でも規制緩和を行う経済事情の中で、非正規雇用が急増し、業務委託、指定管理とそれによって起こる官製ワーキングプアその他の問題について、これではいけないと、本来一つの自治体が解決できる話ではないが、野田市の市長が先導的に問題解決に着手した。各自治体の推移を見守りたいという国会での議論もあり、各自治体で必要性が広がっている。地域経済の活性化、公共サービスの品質確保の観点から、全労働者の最低ラインということではなくて、公共部門が、先導的政策的に先行投資をしていく。事業者・労働者・住民、税収増で区にとっても、好循環で、それは、区の財政的には可能なのではという話で、優先的な支出という理解が得られるのではないか。これらの

	<p>ことから議論がまとまっていくのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (契約係主査) 杉並区の担当者から電話で聞き取りがあった。ホームページで公開している通り事務局案として 1,080 円と情報提供したが、それが勝手に次年度予定として独り歩きしてしまったのかなと思う。 ● (石川副会長) ここでは意見を言うだけで決定事項にならないとのことだったが、これだけ意見がでたのですんなり決まったものではないというのを伝えていかなければならない。おそらく 1,100 円にするというのは厳しいのかもしれないが、いろんな意見があったということを含めて 1,080 円になったと答申できれば。 ● (六田会長) まとめ方としてどのようにするかということだが、できれば裁決より意見の一致ができればいいと思うが。何かご意見があれば。 ● (小澤委員) 1,080 円が妥当かどうか議論すべき場なのに、1,080 円が決まった数字になっている。1,080 円から 1,100 円の間で決めてもらえればという答申をすべき。来年に関しては 1,100 円を超えた金額を目指していきましょうと付け加えるのがいいのではないかなと思う。1,080 円と決まってしまうのは切ない。来年に向けて力強いメッセージを、最低ラインを目指していくというのはよくない。 ● (六田会長) 1,080 円でいいというわけではない。あくまで最低の金額。これ以下では発注しませんというわけで、その辺は理解しないといけない。 ● (八木委員) 区議会の中で 1,050 円が妥当という答申を受けているという答弁があった。会長が文書を渡した時点で妥当となってしまう。昨年也太鼓判を押したわけではない。 ● (総務部長) 付帯決議も含めて答申の一部なので、1,100 円にするということも含めてしっかりと区長に伝えていく。皆さんからいただいたお知恵を区長の手足である我々がしっかりと実現していく。 ● (六田会長) 取り扱いとしてどうするか。次年度が 1,100 円に届かないというようでは審議会として意味をなさなくなる。拘束力がないにしても付帯決議で 1,100 円という数字を明記して、それ以上を実現するようにと区長に答申をしたい。1,100 円という数字を必ず実現するように伝えて答申とできないか。 ● (八木委員) 一回時間をおいて文書を作らないといけないのでは。 ● (六田会長) 事務局に文書をつくってもらう。 ● (八木委員) まだ他に今日やることはあるか。 ● (六田会長) アンケートについて何か。 ● (契約管財課長) アンケートについては第 1 回でのご意見をもとに修正している。また、ご意見を賜りたいと思う。
--	---

*****答申（案）の作成のため一時中断*****

- （契約管財課長）答申（案）を説明。
令和4年度の労働報酬下限額を1,080円とする。ただし、付帯決議を最大限尊重すること。令和5年度以降は1,100円以上を実現すること。という内容である。
- （六田会長）事務局から説明がありました。答申には法的拘束力はないが、実質的にはこれに拘束される。冒頭部分に「十分尊重」とうたったうえで、年度も指定して金額も1,100円と入れた。私が区長にお会いした際には、今回の白熱した議論、1,100円を下ってはいけませんよと会長の責任においてそのまま伝える。
- （石川副会長）令和5年度以降は…ではなく、令和5年度は…とすべき。
- （六田会長）以降を外すように。
- （八木委員）尊重したから1,080円以上ではだめか。
- （契約管財課長）金額をしっかりと定めないと公契約条例にも影響してくるのでそのような表現は避けたい。
- （角谷委員）議論の経緯、経過を入れるわけにはいかないのか。
- （六田会長）1,080円にすんなりと決まったわけではないと伝えるということが良いか。文面に関しては会長の私に一任していただけないか。
- （八木委員）もやっとなとしていますが、了承した。
- （小澤委員）ここで文書を示してもらってもらった方がいいのでは。
- （八木委員）ここで文書に示してもらったほうが良い。
- （六田会長）再度、時間をもらってもいいか。審議会として答申案なので個別の意見を載せるわけではないことは承知してほしい。

*****答申（案）の修正のため再度中断*****

- （六田会長）「審議過程においては当該金額を上回るべきとの議論もあったことから、付帯決議については、これを最大限尊重すること」と付け加えた。「令和5年度1,100円以上を実現すること」とした。これでどうか。
- （八木委員）これで良い。
- （小澤委員）これで良いと。文面をあれこれいじっても仕方ない。方針を決めてかないと物事決まっていけないので。
- （角谷委員）これ以上、会長に負担をかけて申し訳ないので、これで。
- （森委員）これで良い。
- （六田会長）では賛成の方は挙手をお願いします。

	<p>〈全員挙手〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (六田会長) ではこれで答申とします。令和元年に施行された条例で、これを良くするための審議会ですので、引き続き皆さんの協力をお願いしたい。
その他	<p>➤ 今後のスケジュール (事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1月7日 (金) に会長から区長に答申を行い、その答申の趣旨に従い令和4年度の労働報酬下限額を決定する。その後、1月中旬までに告示する。
閉会	<p>➤ 閉会にあたり (六田会長)</p> <p>これにて閉会とします。ありがとうございました。</p>